

コラム⑪ 養育費の確保の推進

厚生労働省の国民基礎調査によると、平成30年時点の子どもの相対的貧困率は13.5%ですが、大人が一人の世帯では48.1%となっています。離婚などにより養育費が支払われないことが理由で、子どもの健やかな成長に悪影響を及ぼさないようにすることが、子どもの貧困対策から重要です。

前回のひとり親家庭アンケートでは、養育費を受け取っていないと回答した方が66.0%いました。離婚や養育費の相談は、精神的負担が大きく、時間的余裕もないなどハードルが高い傾向があります。このため、区は令和元年度から弁護士への専門的な相談ができる「離婚と養育費にかかわる総合相談」(年4回実施)を開始しました。希望する方には託児サービスも行っています。また、家庭の課題が複雑化・深刻化する前に支援につなぎ、子どもが健やかに成長するための環境の整備を支援するために、大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAの「子ども生活応援臨時窓口」も同時に開催し、離婚前後の生活や家計、住居、子育て、就労など幅広い相談に応じています。

相談者からは、「今後の見通しがつき、安心材料の一つになりました」、「弁護士という専門家の話が聞けて、不安がなくなり、次のステップへ進もうという気になれました」、「相談することで心が晴れました」といった声がありました。

離婚の際には、当事者が離婚の条件について「話し合って合意を」といっても、難しいことがあると思います。しかし、子どもの健やかな成長のために、子どもの養育費や面会交流について、よく話し合い、合意した内容を文書に残しておく必要があります。

そこで区では、令和4年度から新たに、公正証書などによる養育費の取決めにかかる費用に対して補助金を支給する事業を開始します。公正証書などを作成することにより、養育費の取決めが守られない場合、強制執行の手続きができ、養育費の確実な受け取りにつながります。

離婚前後の生活や子育てに関する不安を少しでも軽減し、子どもの成長を支えていけるよう、取組みを進めていきます。



離婚と養育費にかかわる総合相談



離婚前後の様々な相談にのります